

## 「下京区西部エリア活性化将来構想策定業務」の委託に係る提案募集要項

### 1 募集の趣旨

次の2及び3に示す委託業務の受託候補者を「公募型プロポーザル方式」により選定するため、当該業務に係る提案を募集するものです。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

下京区西部エリア活性化将来構想策定業務

#### (2) 履行期間

契約の日から平成27年3月31日まで

### 3 委託業務の目的及び内容

別添「仕様書（提案用）」のとおり。

### 4 受託候補者に求める資格（応募資格要件）

受託候補者は、次の要件すべてを満たしているものとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿（土木設計（土木関係建設コンサルタント）又は建築設計（建築関係建設コンサルタント））に登録している者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規定に基づく建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門に限る。）を受けている者であること。
- (3) 近畿圏内（京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県及び和歌山県）に本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 参加希望の申出の期限の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (5) 過去10年間に、エリアブランディングや地域活性化等、特定エリアの活性化に関する計画の調査・策定業務（観光振興や中心市街地活性化等を含む）について、本市、他の政令指定都市又は都道府県からの受託実績を有すること。
- (6) 3箇月以上の雇用関係があり、過去10年間に(5)に定める業務実績を有する統括責任者及び主任技術者を配置できること。

### 5 参加希望申出書、提案書等の提出

#### (1) 提出書類及び部数

本業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出してください。

ア 参加希望申出書〈7部（原本1部及び複写6部）〉 第1号様式

イ 業務実績調書〈7部〉 第2号様式

4(5)に定める業務実績について記載してください。

過去10年間において複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に類似していると思われるものから最大5件まで提出してください。

なお、記載した業務実績については契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名がわかる部分のみ）等を添付してください。

ウ 配置技術者調書〈7部〉 第3号様式

配置技術者の内、少なくとも一人は「技術士（建設部門（科目は「都市及び地方計画」に限る。））」又は「一級建築士」いずれかの資格を有する者を配置してください。また、統括責任者及び主任技術者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更することができません。

エ 提案書〈7部（原本1部及び複写6部）〉 第4号様式

「仕様書（提案用）」の内容に沿って簡潔にまとめてください。

オ 見積書〈7部（原本1部及び複写6部）〉 第5号様式

本業務の受託見積金額を記入してください。なお、本様式とは別に応募者で使用する様式での見積書（具体的な内訳付き）も提出してください。

カ 配置技術者に係る資格を証明する免許証等の写し〈1部〉

キ 統括責任者及び主任技術者の3箇月以上の雇用を証明する書類〈1部〉

ク 建設コンサルタント登録規定に基づく建設コンサルタントの登録を証明する書類〈1部〉

(2) 提案に際しての参考資料

次の資料を参考として提供します。

- ・「京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想」（平成26年3月）
- ・「下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議 報告書」（平成26年3月）

※ 提案書作成に際し、本要項及び(2)の資料のほかに京都市から提案者へ提供する資料はありません。また現地調査等の立ち会いも致しません。提案に際し、必要と思われる事項については提案者において調査してください。

(3) 提出期限

平成26年5月1日（木）

なお、提出時間は、京都市の休日を守る条例に規定する本市の定める休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(4) 提出場所及び提出方法

京都市総合企画局市民協働政策推進室まで持参してください。

郵送やFAXなどの他の方法は認めません。

## 6 質疑について

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、書面（様式自由）で、平成26年4月24日（木）午後5時までにFAX又は持参により提出してください。FAX送信の後は、必ず電話で着信確認をお願いします。

質疑内容及び回答は、質問者を特定できる情報を削除のうえ、本プロポーザルの参加者全員にFAXにて回答します。

## 7 受託候補者の選定方法、結果の通知方法、通知時期について

### (1) 選定方法

提出された提案書を元に、概ね1週間以内にプレゼンテーションを行っていただき、同時にヒアリングを実施します。別添「評価要領」に基づいて評価し、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。

※プレゼンテーション及びヒアリング日時等の詳細については別途通知します。

### (2) 選定結果の通知

選定結果については、平成26年5月上旬頃、書面により提案者へ通知します。

### (3) 選定されなかった理由の説明

選定されなかった場合は、その理由について、(2)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に、書面を提出することにより説明を求めることができます。

回答は、説明を求めることができる最終日から起算して休日を除く7日以内に、書面により回答します。

## 8 委託料上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 9 支払条件

成果品検収後、受託者の請求により委託料を支払います。前払金はありません。

## 10 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出期限以降における資格確認書類及び提案書の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めません。
- (4) 資格確認書類及び提案書に記載した配置技術者は変更することができません。
- (5) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがあります。

- (6) 提案書に記載された見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となります。
- (7) 資格確認書類又は提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。
- (8) 本業務の受託によって、本件に関連する業務委託等を優先的に受託できることはありません。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともありません。

京都市総合企画局市民協働政策推進室 プロジェクト推進担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3176 FAX：075-213-0443